

## 「中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令案」について

令和5年12月15日

中小企業庁

### 1. 改正の趣旨

本年6月16日に公布された中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、無担保保険等の保険関係（既に保証人の保証を提供しない類型が用意されている一部の特例保険に係るものを除く）において、金融機関から借入れを行う中小企業者等が法人であって経済産業省令で定める要件を備えている場合について、信用保証協会による債務の保証は保証人の保証を提供しないものとするに当たり、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年省令第14号）に当該要件について規定することを検討しているため、意見の募集（パブリックコメント）を実施する。

### 2. 改正の概要

無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険の保険関係（無担保保険にあつては中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第6項に規定する経営承継借換関連保証等に係るものを除く）において、金融機関から借入れを行う中小企業者が法人であつて、信用保証協会による債務の保証について保証人の保証を提供しないものとするに当たり、中小企業信用保険法施行規則に、当該中小企業者が、信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日以前二年間において貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出していること等、各要件について規定するもの。

### 3. 今後のスケジュール

令和6年2月中旬～3月中旬 公布・施行予定